

青果物流通情報処理協議会委員会のご報告

平成30年3月16日開催の「第54回青果物流通情報処理協議会委員会」において、次のとおり決定されましたのでお知らせします。

1号議案 平成30年4月度青果物統一品名コードの追加について

今回はコードの追加を行わない。

2号議案 軽減税率対応に係る標準税率摘要コードについて

平成31年10月に適用される軽減税率制度対応として、次のとおり標準税率コードを設定する。

軽減税率対応に係る標準税率適用コードについて

1. 趣旨

- (1) 平成31年10月から軽減税率制度が適用される。
- (2) 平成29年2月に開催したベジフルネット利用者協議会理事会では、品名コードにより軽減税率・標準税率どちらを適用するかを判断することを決議した。
- (3) ベジフルで取り扱いのある品目は基本的には軽減税率が適応されるが、一部食品ではないものがあるため、標準税率を適応する品名コードを設定する必要がある。

2. 標準税率適用コードの設定について

- (1) 平成29年9月の本協議会委員会で下記5品目を標準税率コードとして運用することを決定した。

コード	品名	区分
39609	その他野菜（標準税率）	新設
49509	その他の果実（標準税率）	新設
59909	その他の食品（標準税率）	新設
39811	飾り	既存
39871	菖蒲	既存

- (2) その後、上記5品目以外に標準税率適用を希望するコードを取りまとめた結果、下記5品目も標準税率コードとして運用する。

《標準税率適用コード追加（案）》

コード	品名	区分
38908	いろいろ	既存
39810	正月用品	既存
39812	飾りしいたけ	既存
39840	盆用品	既存
39870	その他	既存

※上記コードを現在食品で利用している場合は、他コード（39600 その他野菜）などを使用する。

- (3) 上記（1）・（2）の対応で不都合のある場合は、平成30年7月末までに報告し（別途事務局より依頼文・申請用紙発信）、同9月の委員会で対応を決定する。
- (4) コード設定時期：平成31年4月以降